

提案募集 EACEA24/2013

ICI 教育協力プログラム

高等教育・訓練における
EU-オーストラリア
EU-日本
および
EU-大韓民国¹間の協力



提出期限：2014年5月15日

申請書は、欧州当局 EACEA（EU 申請用紙を使用）および各パートナー国の当局（パートナー国の申請用紙を使用）の両方に提出すること



¹ アルファベット順.

目次

| | | |
|---------|--|----|
| 1. | はじめに | 3 |
| 2. | 目的 | 4 |
| 3. | 日程表 | 5 |
| 4. | 使用できる予算 | 5 |
| 5. | 受給対象規準 | 6 |
| 5.1. | 形式的規準 | 6 |
| 5.2. | 対象となる国および個人 | 6 |
| 5.3. | 対象となる申請者 | 7 |
| 5.4. | 対象となるコンソーシアム | 8 |
| 5.5. | 対象となる活動 | 8 |
| 5.5.1. | モビリティ・プロジェクト（中等後職業教育・訓練又は高等教育） | 9 |
| 5.5.2. | ブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクト | 14 |
| 5.5.3. | プロジェクト・ディレクターの会議、その他の普及・評価セミナー | 21 |
| 6. | 適用除外規準 | 21 |
| 6.1. | EUの申請者のみに関する事項（日本語訳省略） | 21 |
| 6.2. | オーストラリアの申請者のみに関する事項（日本語訳省略） | 21 |
| 7. | 選考基準 | 21 |
| 7.1. | 運営能力（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略） | 21 |
| 7.2. | 財政能力（日本語訳省略） | 21 |
| 8. | 支援金授与規準 | 22 |
| 8.1. | EUおよびパートナー諸国の関係におけるプロジェクトの重要性、質と卓越性への貢献度（20%） | 22 |
| 8.2. | プロジェクト実施の質（80%） | 23 |
| 9. | 支援金提供の条件 | 24 |
| 9.1. | 契約の条項および支払手続き（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略） | 24 |
| 9.2. | 保証 | 24 |
| 9.3. | ダブル・ファイナンス（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略） | 24 |
| 9.4. | 支援金拠出方法：定額支給 | 25 |
| 9.4.1. | 一般条項（EU申請者のみに関する事項）（日本語訳省略） | 25 |
| 9.4.2. | 支援金の計算 | 25 |
| | I－EUによる支援金拠出（日本語訳省略） | 25 |
| | II－オーストラリアからの支援金（日本語訳省略） | 25 |
| | III－日本からの支援 | 25 |
| | IV－大韓民国による支援（日本語訳省略） | 28 |
| 9.4.3. | 最終支払の計算－一律支援金について提出する書類（EU申請者のみに関する事項）（日本語訳省略） | 28 |
| 10. | 下請け契約および購買契約の付与 | 28 |
| 12. | 個人情報の保護 | 28 |
| 13. | 提案の提出手続き | 29 |
| 13.1. | 支援金申請書の提出 | 29 |
| 13.1.1. | EUでの申請（日本語訳省略） | 29 |
| 13.1.2. | パートナー諸国について | 29 |
| | 付属書 | 31 |
| | 付属書 I. 申請用紙 | 32 |
| | 付属書 II. 提案説明書 | 33 |
| | 付属書 III. プロジェクト提案書の内容 | 34 |
| | 付属書 IV. 進捗状況報告書の要件 | 35 |
| | 付属書 V. 国際的ダブル＝ジョイント・ディグリー企画・持続可能性チェックリスト | 36 |
| | 付属書 VI. EU支援金契約書の見本 | 37 |

ICI-ECP 提案募集-EACEA/24/2013

EU - オーストラリア
EU - 日本
EU - 大韓民国²

2014年ガイドライン

1. はじめに

EU とパートナー諸国は、学術面での協力と交流が、相互理解、イノベーションおよび教育の質を向上させる重要な手段であることを認識しており、このことは高官レベルの各種会議で強調されてきた。

工業先進国文書 (ICI) は EU と、北米、アジア太平洋地域ならびに湾岸地域³の 17 か国工業国およびその他高所得国・地域との協力を促進する。支援される特別な活動の一つは、文化間の相互理解を強化し、知識の交流を促すことを目指す「人と人とのつながり」を促進することである。

この枠組みの中で、EU とオーストラリア、日本、ニュージーランドおよび大韓民国との協力には、高等教育および訓練での二国間協力プロジェクトが含まれている。このプロジェクトは欧州委員会および各パートナー国が共同で採択し、支援金を提供している。このタイプの二国間協力は 2002 年以降得られた経験に基づいて構築されている。EU-日本および EU-オーストラリアの高等教育における二国間協力のパイロット段階が 2002 年に始まり、2003 年には、さらに新しいパイロット・プロジェクトが開始された。2004 年には、最初の EU-ニュージーランド間の協力プロジェクトが着手され、2005 年にはオーストラリアとの協力が一層強化された。パイロット段階を踏まえて、欧州委員会とパートナー諸国は、2008 年に最初の多国間提案募集を開始し、それ以降 4 回の年次募集が発表されてきた。その結果、38 の共同プロジェクトが採択された。その内訳は、オーストラリア 17 件、大韓民国 13 件、日本 6 件、ニュージーランド 2 件である。これらのプロジェクトには、全体で約 180 の機関が参加し、学生約 1000 人および教職員 500 名のモビリティを支援している。

オーストラリアでは、このプロジェクトは「オーストラリアとヨーロッパとの出会い(Encounter: Australia – Europe)」として知られている。

欧州委員会は、ICI 教育協力プログラム (ICI-ECP) の実施を教育・視聴覚・文化総局 (本文以下「本総局」という) に委託した。

現在の提案募集は、下記の二国間活動を支援する。

² アルファベット順

³ 工業国および他の高所得国・地域との協力を定める財政支援文書を定めた欧州規則 1934/2006 (2006 年 12 月 21 日) を参照。

モビリティ・プロジェクト（職業教育・訓練及び高等教育）

ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクト（高等教育のみ）

ICI-ECP は、EU と所定のパートナー国 1 ヶ国との間の国際カリキュラム開発およびモビリティ・プロジェクトに支援金を提供する。選ばれたプロジェクト・コンソーシアは、学生モビリティについて整合性のある枠組みを作り、学生の自国機関が外国での学修／訓練期間を全面的に認定することが求められる。支援には、学生および教職員へのモビリティ支援金、プロジェクト事務管理のための一時金／定額が含まれる。

各提案書は、EU および所定のパートナー国 1 ヶ国の諸機関で構成されるコンソーシアムが提出しなければならない。プロジェクトは、EU と各パートナー国間で採択され、双方より支援金が提供される。

2. 目的

ICI 教育協力プログラムの活動は下記の目的を持つものとする。

一般的な目的

- EU およびパートナー諸国の国民間で、その言語、文化および機関についてより広い知識を得るなど、相互理解を促進すること。
- EU およびパートナー諸国の高等教育機関および訓練機関の間でバランスの取れたパートナーシップを促進することによって、高等教育・訓練の質を高めること。

特定の目的

- 二国間学修・訓練プログラムおよびモビリティを促進することを視野に入れて、高等教育機関および訓練機関の間の協力関係を支援する。
- 透明性の確保、資格および学修・研究・訓練期間の相互認定、具体的には取得単位の移動を促進することにより、EU とパートナー諸国間の学生のモビリティを促進する。
- EU とパートナー諸国との関係に関連する課題の相互理解およびその課題に関する専門知識を向上させるため、専門家（教職員）のモビリティを支援する。
- 高等教育および訓練の分野で最良実践をお互いに披露し、EU およびパートナー諸国の共通の利害の水平的課題について、知識を構築し、共有できるようにする。

3. 日程表

申請書提出の最終期限は2014年5月15日（木）である（申請書提出の手続きに関する募集要項の第12項を注意してお読みいただきたい）。

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 2013年12月 | 提案募集の発表 |
| 2014年5月15日 | 申請書類の提出期限 |
| 2014年5月-6月 | 外部専門家による申請内容の評価 |
| 2014年6月 | EUおよびパートナー諸国による共同選考 |
| 2014年7月 | 支援金の付与決定 |
| 2014年7月-8月 | 申請者への選考結果の通知および支援金契約の締結 |
| 2014年10月 | プロジェクト実施の開始予定 |

申請書は、本総局と各パートナー国の関係機関の双方に**2014年5月15日までに**必着させる。申請書の提出手続きに関するこの提案募集の**第12項**を注意してお読みいただきたい。申請が遅れた場合は失格となる。

選考手続きの結果は、申請者に遅くとも2014年8月までに通知する予定である。

受給対象者は、2014年10月までに支援金契約書を受領する予定である。

費用の有効期間2014年10月に開始する予定である。

4. 使用できる予算

EU内の機関に関して、すべてのパートナー国とのプロジェクトで使用できる予算総額は2.2百万ユーロと推定される。パートナー諸国は、それぞれの国に適用されるルールに従って、相応の支援金を提供する。

欧州委員会は、EUパートナーが直接利用するための支援金を提供する。各パートナー国の支援金拠出機関は、採択されたプロジェクトに参加する各法定機関が直接利用するための支援金を提供する。

本総局は利用できる支援金の全てを分配しない権利を留保する。プロジェクトは、該当するパートナー国で利用できる予算に応じて、支援金が提供される。

2014年に各パートナー国への支援金の提供が計画されているプロジェクトの概数は、以下の表のとおりである。

| ICI-ECP | EU-オーストリア | EU-日本 | EU-大韓民国 |
|------------------------|-----------|-------|---------|
| 資金提供される予定のプロジェクト数の指示的数 | tbc | 上限4件 | 上限3件 |

採択されるプロジェクトの最終的な数字は、各国で利用できる予算ならびに国毎に受け取る提案書の数と質によって決まる。選考の主な基準は、申請書の質である。ただし、地理的な分布、資金提供される異なる機関および異なるプロジェクトの種類に関して、可能な限り、バランスの取れたプロジェクト・ポートフォリオになることが想定される。

プロジェクト活動の各種類に提供されるEU支援金拠出額の詳細ならびにパートナー国における指示的支援金拠出額について第9項を参照のこと。

5. 受給対象規準

下記の規準に該当する申請書が、詳細評価の対象となる。

5.1. 形式的規準

正式な申請書を用いてEUの公用語ですべて記入、署名し（署名済み原本または相応のものを要する）、指定された期限内に提出された提案書のみ検討の対象となる。

申請書は、申請者の公式文書、その運営・財務能力を証明する書類、および申請書で言及されたその他の全ての書類を添付しなければならない。

EU申請者について

申請者は、申請書を提出する際に、申請書の中に参加者識別コード（PIC）を提供しなければならない。PICは、教育・視聴覚・文化・市民・ボランティア参加者ポータル⁴に組織を登録すると取得できる。

この参加者ポータルにおいて、参加者は、参加者の法的地位に関連する情報をアップロード、更新することができ、さらに、要求された法定文書及び財務書類を添付することができる。

詳細情報は「参加者ポータルの登録」の項を参照のこと。

これは技術的な要件であり、本募集の適性を保証するものではないことに留意すること。

5.2. 対象となる国および個人

対象となる機関および組織は、今年の募集に参加するパートナー諸国（オーストラリア、日本および大韓民国）およびEUの28加盟国（オーストリア、ベル

⁴ 組織は、教育・視聴覚・文化・市民・ボランティア参加者ポータルの中に設けられたユニーク・レジストレーション・ファシリティ（URF）に登録しなければならない。ユニーク・レジストレーション・ファシリティは、欧州委員会の他のサービスと共有されているツールである。貴殿の組織が他のプログラム（例えば研究プログラム）で使っているPICを既得しているならば、同一のPICが本提案募集でも有効となる。

ギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよび英国) に属していなければならない。

対象となるEUの学生および教職員は、EU国籍者、または出国モビリティを開始する前の最低3年間に（学修以外の目的で）EUの合法居住者であった第三国の国籍者でなければならない。

パートナー国に関して、自国の規則が適用される。オーストラリアでは、対象となるオーストラリアの学生とは、オーストラリア国籍またはオーストラリア永住者のことである。

モビリティ支援金に関して、受給対象者はパートナー機関に在学する学生または雇用された教職員で、支援金を支給するコンソーシアムによって選考されたものである。

5.3. 対象となる申請者

以下の募集は、高等教育機関および／または訓練機関のコンソーシアムが参加できる。ICI-ECP 活動は、EUおよび各パートナー国の高等教育機関および／または中等後訓練機関の多国間コンソーシアムの発展を土台としている。これらの活動について、以下の意味を有する。

- 「高等教育機関」⁵ とは、準拠法または慣行に従った認められた組織であって、その機関の呼称に関わりなく、高等教育レベルで資格や卒業証書を授与する機関をいう。
- 「訓練機関」とは、準拠法または慣行に従ったいずれかの種類の公共機関、半官または民間の組織であって、その機関の呼称に関わりなく、中等後教育レベルで、職業教育や訓練、高次の職業訓練、補習職業訓練や再訓練を企画あるいは実施する機関をいう。オーストラリアの場合、対象となる組織はその経営および管理の本体がオーストラリアにあり、また登録訓練機関（RTO）でなければならない。大韓民国では、4年制大学、工科大学または短期大学の大学だけが認められる。
- 「教職員」とは、プロジェクトの一部として組織化された交流および／または教職に参加する、高等教育機関・訓練機関の学者、指導者、管理者およびその他の職員をいう。
- 「学生」とは、高等教育機関または訓練機関により運営されている、学位取得又はディプロマ終了につながる学修・訓練コースやプログラムを履

⁵ オーストラリアの場合、高等教育機関は、<http://www.comlaw.gov.au>のその法律の別表 1 および第 16 条 15 項および第 16 条 20 項の表 A または表 B の提供者でなければならない。

修している者をいう。

付属書類

EU において、法人としての存在を証明するため、申請者は、法人書類および銀行明細書類⁶に下記の書類を合わせて提出しなければならない。

- a) **民間企業、協会等の場合**
官報／商業登記簿の抄本、および VAT への債務証明書（国によっては、商業登記簿および VAT 番号が同じ場合、一方の文書のみ必要）。
- b) **公法人の場合**
公的企業に関して制定された法的決議もしくは決定、または公法人のために規定されたその他の公的文書。

5.4 対象となるコンソーシアム

モビリティ・プログラム、ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトを申請するコンソーシアムは、EU加盟国2各国から2つ以上の訓練機関およびパートナー国から2つ以上の機関を含むものでなければならない。

オーストラリアでは、コンソーシアムが2機関で構成される場合、両機関は同じ州または地方（首都および／または地方の都市）に位置することができる。大型のコンソーシアムは、別の州または地域の機関を1つ以上含まなければならない。この要件は、モビリティ・プログラムおよびダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトの両方に適用される。

すべてのコンソーシアムは、EU内に、合同提案の提出、プロジェクトの調整、支援金の管理および財務管理に責任を持つ、非営利の代表機関または代表組織を持たなければならない。パートナー国は、同じ国内の他のパートナー（複数）との調整に同じ責任を担う非営利の代表機関または代表組織を指名しなければならない。

コンソーシアム、特にモビリティ・プログラムの申請書を提出したコンソーシアムは、産業界、企業グループ、非政府組織、出版社、政府の省庁、商工会議所および研究所など、他の組織から支援を受けることがある。このような外部の支援は、プロジェクトが支援提供期間を超えて成功するために必要な国家的、国際的な知名度に資することができる。これらの支援パートナーは、インターンシップの機会を提供し、専門的な助言と専門知識を与えることができる。これらの支援パートナーに対する EU の支援金は、事務管理費一時金からのみ支出できる。

5.5 対象となる活動

活動は、学生の組織的交流、ならびに共同・共通カリキュラム（革新的情報技

⁶ 法人文書の参照先: http://ec.europa.eu/budget/info_contract/legal_entities_en.htm および銀行明細書類: http://ec.europa.eu/budget/info_contract/ftiers_en.htm

術等の利用を含む、既存のモジュールの組合せ、革新的カリキュラムの開発、新しい教授方法の応用)、共同学修プログラム(ジョイント=ダブル・ディグリー)の授与の可能性を含む)および学生、教員、訓練者、事務職員の組織的交流を中心としなければならない。パートナーシップは、学生、研修生および学者の留学モビリティの枠組みを提供しなければならない。原則として、コンソーシアムの各機関は、バランスの取れた学生数を送ることが予想される。パートナーシップ活動には、パートナー機関での教職、教員の交流、高等教育および職業教育・訓練における新しい方法論の開発と普及(情報伝達技術、eラーニングおよび公開教育・通信教育の利用を含む)なども含まれる。

ICI-ECP活動は、いかなる種類であれ博士課程の学修を支援しない。博士課程の学生のモビリティは対象外とみなされる。

プロジェクト対象期間は、すべてのプロジェクトについて2014年10月に開始することが計画されている。

モビリティ・プロジェクトの最長期間は36カ月である。ダブル=ジョイント・ディグリー・プロジェクトの最長期間は48カ月である。

本提案募集に規定された期間を超えて実施される予定のプロジェクトに関する提案書は受理されない。ただし、支援金契約を締結し、プロジェクトを始めた後に、受給者の支配の及ばない十分正当化できる理由のために、プロジェクトを予定された期間内に終了できなくなった場合、対象期間の延長が認められる。支援金契約で規定された期限の前に要請された場合、最高12カ月の延長が認められ、例外的に正当な理由がある場合は最高18カ月が認められる。

5.5.1 モビリティ・プロジェクト(中等後職業教育・訓練又は高等教育)

モビリティ・プロジェクトは、EUとパートナー諸国との間における同数の学生モビリティのための、革新的カリキュラムの開発ならびに海外留学/研修期間を完全に認定する枠組みの設定に、投資の経験または投資する意欲がある職業教育・訓練機関または高等教育機関のコンソーシアムに、認知、知名度、および財政支援を与えることを意図している。訓練および就労経験への移行に対する投資は、学生の雇用適性を最大限に引き出し、学生の国際競争力を確実にすることができる。

モビリティ・プロジェクトには3年間の支援金が提供されるが、一般的に2段階に分かれている。

- (1) 6か月を上限とする第1段階は準備段階であり、単位の認定および/または互換ならびに授業料の手配について、公式な覚書または合意書の締結に焦点を置いている。この最初の期間中に、パートナー機関は、カリキュラム開発、語学研修、評価計画、普及計画、持続可能性の戦略、およびプロジェクト実施全期間中のキーパーソンの確保、ならびに、ビザの取得、募集、学生サービス等の事務管理事項など、モビリティ・プロジェクトを実施するための詳細事項をすべて確定しなければならない。

モビリティ・プロジェクト覚書

採択されたプロジェクトの代表機関は、モビリティが始まる前に、授業料、単位の認定、評価の計画に関する覚書に署名しなければならない。この覚書は、進捗状況報告書の提出と同時に、本総局および各パートナー国の支援金拠出機関に提出しなければならない（付属書 IV を参照）。

- (2) プロジェクトの第 2 段階は、プロジェクト実施そのものが中心となる。その内容は、学生のモビリティ、語学研修、カリキュラム開発の継続、評価、普及・持続可能性の活動である。

モビリティ・プロジェクトは、8 つの要素 — 1) カリキュラム開発、2) 履修単位の認定および互換、3) 学生のモビリティ、4) 学生サービス・語学研修・文化的指導、5) 教職員のモビリティ、6) 評価、7) 普及、および 8) 持続可能性 — を組み入れることである。

I. 革新的な国際的カリキュラムの開発

提案は、特定の学問分野における重要な国際カリキュラムの問題または課題について取り上げ、その学問分野に価値を付加するものでなければならない。そのため、提案には、プロジェクトで新しい教育プログラムを実施する方法、または学生が国際的な状況で働くための準備ができるように現在の慣行を改善する方法を記述すること。

提案には、学修プログラムについて、学生が在籍機関と受け入れ機関の双方で一般的に取るコースおよびモジュール、使用される教材と教授方法について記述すること。パートナー国の機関は、学修プログラムを説明するために比較できる仕組みを開発しなければならない。

提案には、EU とパートナー国の各パートナー機関がカリキュラム開発と実施について果たす役割を述べ、提案されたカリキュラムがパートナー機関で提供される既存の学修プログラムに基づくものか、コンソーシアムが開発することになる新しい学修プログラムが含まれるのか、またはその両方に基づくものなのかを示さなければならない。

提案には、留学期間の完全な認定を保証するパートナー機関に設けられた仕組みについて、詳細に述べなければならない。

II. (学業) 単位の認定および互換

学修および／または訓練の期間に関する単位の認定は、モビリティ・プロジェクトを成功させる重要な要素である。ICI-ECPの目的は、海外留学／研修期間を完全に認定する学生モビリティの枠組みを設定するプロジェクトを支援することである。提案されたプロジェクトの焦点は、在籍機関が海外留学／研修期間を完全に認定する、学修および／または訓練の首尾一貫したプログラムで

なければならないことである。学生が学修／研修プログラムの期間を長引かせることがないようにするため、申請者は、学生の海外での学修や研修および就労経験が帰国時にすべて単位として認められるように、在籍機関から事務管理上の確約を取り付けておかなければならない。申請者は、すべての参加機関からの単位の認定および学修・研修に関する正式な署名済み契約（覚書）または職業紹介に関するプロトコールを提出すること。可能であれば、申請者が申請書に添えて提出することとするが、いずれの場合も、モビリティの開始前に提出しなければならない。

III. 学生のモビリティ

モビリティの種類と期間：提案されるプロジェクトの焦点は、海外留学期間を自国の在籍機関が完全に認定する、首尾一貫した学修および／または訓練としなければならないことである。EU の学生に関して、海外留学／研修とは、パートナー国の機関に滞在する学修／研修期間である。パートナー国の学生に関して、海外留学／研修とは、EU のパートナー機関に滞在する学修／研修期間である。

これらのプログラムに参加することにより、学位記取得までの期間を長引かせてはならない。モビリティの構成要素の下記に挙げる各側面について、過去の経験、特定された解決策および得られた結果について述べ、プロジェクトの実施においてそれらにどのように取り組む意向であるかを概説しなければならない。

このプログラムの支援金は全日制の学修・訓練が対象である。学生が海外で学修や研修に費やす時間は、世界規模での就労に備えるために必要な、異文化対応スキルや学術的知識のさらなる習得のレベルに密接に関係していく。**参加する学生全員は、最低 1 か月（4 週間以上）および最長 1 セメスター（5 か月）の海外留学・研修を遂行することが期待されている。**最低期間 1 か月間には、職業紹介および／またはインターンシップに費やされる時間が含まれる。1 か月未満のモビリティ期間は、モビリティ支援金授与の対象外であるため、1 か月以上の期間が薦められる。

海外留学期間は、EU の学生とパートナー国の学生双方ともに同程度の長さとし、留学期間を認定する欧州単位互換・積立制度(ECTS)⁷または他に組み込まれた制度に基づいて、学修単位の授与につながるものとする。

交流する学生の数：モビリティ・プロジェクトは、EUおよびパートナー国の間で同数の学生を交流させる枠組みを設定するプロジェクトを支援することを目的としている。各プロジェクトは、そのプロジェクトの期間中に、**EUの学生20人以上とパートナー国の学生20人以上の交流を**、パートナー国とEUとの間で手配する能力を有していることを証明しなければならない。コンソーシアム・プロジェクトは、すべてのパートナー機関によるバランスの取れた学生のモビリティを計画しなければならない。

⁷ Europa のウェブサイト：http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-policy/ects_en.htm を参照。職業教育・訓練プロジェクトについて、ECTS の使用のみ勧められる。

職業紹介とインターンシップ： 職業紹介または訓練体験を伴うプロジェクトの申請書は、大いに奨励される。その申請は、目的と意図された学修成果、およびインターンシップや職業紹介の企画実施方法（期間、監視と評価の方法および担当者、学生が指定した学修プログラムの一部として在籍機関が認定する方法等）について記載しなければならない。提案には、申請者が、学生を預ける予定である産業界、企業グループ、政府組織および非政府組織の名称と所在地を記載することが評価される。

学生の募集と選抜： 申請者は、過去において国際モビリティに関係した募集で得られた成果と、プロジェクト実施のために遂行する戦略について、概要を説明することが求められる。語学研修は、これらの活動の主要かつ必要な構成要素であるため、申請者は、学生が十分なレベルの語学力を習得できるようにするために、学生がプログラムへの参加を早期に検討できるように促し、学生が適切な語学コースを選択する手助けをすることが求められる。学生の選抜に関する責任および手配は、採択されたプロジェクトに参加する機関が担う。提案に、学生の選抜について想定される仕組みを示さなければならない。

授業料： プロジェクトは交流プログラムとみなされているため、留学する学生は、授業料と諸費用を在籍機関に支払うこととし、受け入れ機関に別途支払うべきではない。（オーストラリアの場合、これらのプログラムは交流プログラムと見なされている）。これには、授業料、登録費用、受験料、および図書館や実験室施設の使用料が含まれる。パートナー機関はお互いに合意し、その合意の証拠として覚書または協定書に署名し、可能であれば、申請者が申請書に添えて提出すべきであるが、いずれの場合も、モビリティの開始前とする。

IV. 学生サービス・語学研修・文化的指導

プログラムの主な目的は、学生が自国と異なる学術的、文化的、言語的環境を体験することを奨励し、その環境を経験できるようにすることである。そのため、申請者は、海外留学／研修期間の前、その期間中ならびに帰国後に学生に与える計画である文化的・言語的な指導を明確に記載しなければならない。

学生は、外国での学修・訓練の準備を十分に行い、受入れ機関に十分受け入れるようにする必要がある。したがって、申請書には、在籍機関での出発前オリエンテーション活動と受入れ機関での到着オリエンテーション活動に関する説明を記載すること。各パートナー機関は、宿舍、指導、語学コースおよび社会に受け込むための活動、ビザ、健康保険および特別ニーズなどを支援するために、「国際事務局」またはこれに相当する組織を備えるものとする。

海外留学／研修期間の前および期間中の語学力および文化学習は、受入れ機関および受入れ国の学修／研修文化に学生が受け込むために重要である。提案には、海外留学の一環として語学研修の特別な規定を含まなければならない。職業教育・訓練の分野での短期モビリティ・プロジェクトにおいて、この準備は、海外留学を始める前に、在籍機関および／またはオンラインによっても行うことができる。

V. 教職員のモビリティ

学者、教員、指導者、事務職員および他の関係する専門家は、プロジェクトの一環としてパートナー国での組織化された交流および／または教授に参加できる。

この交流および教授は、プロジェクトのパートナー間で行わなければならない、機関どうしの連携を事務管理レベルで強化し、基準設定における協力の発展を促し、事務管理の効率と効果の向上を目的とする。

教職員のモビリティは、プログラムの企画、教授、評価、普及などの他のプロジェクト活動、さらにできればカリキュラム開発に関連したものでなければならない。EU の教職員に対するモビリティ支援金は、パートナー国の機関での最低 1 週間から最長 4 週間連続での学術的研究および教授、またはプロジェクト管理作業に関連して提供される。モビリティに参加する教職員の数は任意であるが、支援金の配分と最短・最長期間に関する要件を尊重することを条件とする。

VI. 評価

プロジェクトは、プロジェクトの目標と予想される成果を述べ、プロジェクトの成功を計測するために用いる定性的および定量的な指標を示す詳細な評価計画を開発しなければならない。この指標には以下のものが含まれる。

- プロジェクト計画に見合った支援金の確保
- 入学者数、経過、可能であれば完了者数
- 留学先での学生の平均点および評点
- 協調プログラムの企画および提供に関わる会議のリスト
- ボローニャ・サイクルおよび AQF レベルの予測値に対するプログラム結果の配列
- プログラムの企画を通知した奨学金および研究（該当する場合は教員の研究を含む）への照会
- 革新的情報技術の利用の詳細（オーストラリアの場合）
- 学生 – および該当する産業界がある場合 – フィードバック
- 学科または専門分野の国際基準に対する学生の達成度
- オリエンテーション・移動活動の説明（職員および学生）
- プログラムに関する外部の認知度（教授賞、表彰、他のプログラムでの実践の採用、審査、コンソーシアムに属さない機関への職員による訪問）
- パートナー機関又はパートナー国の間でプロジェクトが可能な他の協力的な冒険的企画
- 共同研究の成果の作成と普及
- 支援金提供終了後のプロジェクトの持続可能性を保証する計画
- 学生の資格取得後の成果と最終目的

モビリティ期間を開始した学生の意見収集および登録が大いに奨励される。この計画には、語学研修および文化面での指導について書面による詳細な評価を記載しなければならない。

VII 普及

プロジェクトの情報、成果物、結果、成果をより広く社会に普及するための戦略を、申請書に記載しなければならない。プロジェクトに関するすべての情報を載せた、プロジェクトのウェブサイトの導入およびプロジェクト関連の出版計画を含めること。

VIII 持続可能性

支援金対象期間およびパートナー国間の長期的協力協定の終了以降に及ぶプロジェクトの成果の持続可能性についての戦略、ならびにプロジェクトの終了時のパートナー機関、市民社会および民間部門のつながりが奨励され、申請書の中にできる限り組み入れること。

5.5.2. ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクト

学士課程（第1サイクル）および／または修士（第2サイクル）課程でのダブル＝ジョイント・ディグリーを開発、導入するために、4年間の支援金提供期間にわたって、支援金がコンソーシアムに与えられる。プログラムは博士課程（PhD）の研究またはいかなる種類の博士号レベルの研究も支援することはない。プロジェクトは、主にカリキュラム開発および実施に焦点を当てること。主に研究を中心に行うプロジェクトは、支援金の対象から外されやすい。

ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトは、参加するEUおよびパートナー（学位授与）機関による二つの個別の学位記（ダブル・ディグリー）または一つの学位記（ジョイント・ディグリー）の授与につながる。学生は、二つの学位記を別々に取得するために必要な時間とコストをかなり減らしてこの学位記を取るようになる。

「学士号」とは、学位授与機関が存在する加盟国とパートナー国の関係当局が認定する、修士以下の学位記またはディプロマとして定義されている。

「修士号」とは、学位授与機関が存在する加盟国とパートナー国の関係当局が認定する、学位記またはディプロマとして定義されている。

申請者は、学士課程または修士課程のいずれのプロジェクトに申請しているのか、また、ダブル＝ジョイント・ディグリーが授与されるか否かを規定しなければならない。申請者は、学士と修士の組合せは、正式に認められている場合にのみ支援されることに留意しなければならない。

| 用語 | | |
|---|--|---|
| 一般名称 | 別称 | 内容 |
| ダブル・ディグリー (水平式) | コンバインド・ディグリー (オーストラリア) コンカレント・ディグリー (オーストラリア) デュアル・ディグリー (オーストラリア、米国、EU) | 学生は、同じ資格認定レベルの2つの学位の主要構成要素を以下のいずれかで、同時にまたは継続的に終了する。 同一の機関 同じ国の複数の機関 国境をまたがる複数の機関 |
| ダブル・ディグリー (アーティキュレ ーテッド：連結式) | アーティキュレ ーテッド・ディグリー (オース トラリア) インテグレート ッド・ディ グリー (オース トラリア) ダブル・ディ グリー (垂直 式) (EU) | 学生は、資格認定レベル (例：学士+修士) を進級して、2つの学位を一つまたは複数の機関で継続的に終了する。単一のコースとして管理される。 |
| ジョイント・ディ グリー | 2+2 ディグリー (米国) | 学生は単一のコースを複数の機関で終了し、(一般的に) 一つのマルチ機関・バッジ付テストムール (卒業証書) を受領する。 |
| ジョイント・アン ド・ダブル・ディ グリー (水平式 または連結 式) | ダブル・ディ グリー (ヨー ロッパ) クワッド・ディ グリー (ヨー ロッパ) | 学生は、同じ資格認定レベルの二つの学位の主要な構成要素を4つ以上の機関で終了し、(通常は) 2つのマルチ機関バッジ付テストムール (卒業証書) を受領する。 |

EU またはパートナー国の学生は、パートナー国の最低一つの機関および EU の最低一つの機関からダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリーを受領するためには、全ての参加機関が学位記を授与できなければならない。

ダブル＝ジョイント・ディグリーの主要なカリキュラムの構成要素を提案の中
に含め、支援金の申請書を提出する前に準備しておく必要がある。最も優位性
のある提案は、既存のコースを土台にしているものである。ダブル＝ジョイン
ト・ディグリーを授与する学修プログラムに関する協定には、単位認定および
／または単位互換、授業料その他諸費用、語学研修、ビザの要件、募集および
学生サービス等に関する規定を含めなければならない。

**ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトは、4年間にわたる支援金提
供について、選考される。**本総局およびパートナー国の関係当局は、年間実績
の審査に基づいて支援金を減額するまたはプロジェクトを終了する権利を留
保する。支援金を受ける4年間はすべて、学生および教職員のモビリティに充
てることができるが、初年度はカリキュラムおよびプロジェクトの管理の調整
に充てることができる。支援金の支給は、ダブル＝ジョイント・ディグリーが
運営されかつ学生が留学の所要期間を始めるために選抜された証明をコンソ
ーシアムが提出することを条件としている。

ダブル＝ジョイント・ディグリー・プログラムは、参加機関において制度化さ
れ、支援金提供期間終了後も維持されることが期待されている。

ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクト覚書

ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトの提案は、パートナー機関の確約を保証する署名済み合意書または覚書によってのみ実施される。最も優位性のある提案は、申請書類一式の一部として署名済み合意書を提出する。覚書は初年度の最初の2~3か月の間に署名されるが、すべてのパートナーが文書の署名を終えるまで、学生は留学を始めない。

署名された覚書の写しは、2年目の支援金提供を受け取る前提条件である第1進捗状況報告書の一部として、本総局およびパートナー局の関係当局に提出しなければならない。

本総局およびパートナー局の関係当局は、十分な進歩を証明しないまたは支援金の要件を満たさないプロジェクトを終了する権利を留保する。

覚書には、当事者が決定すべき多くの項目が含まれている。ただし、すべての覚書は、単位認定合意書および授業料・諸費用等合意書を含めること。覚書は授与される学位記の一覧を収録しなければならない。合意書は、学生サービス、宿舍援助、文化的指導および健康保険等の特別費用も取り上げる。

国際的なコースワークであるダブル＝ジョイント・ディグリーを企画および維持するためのチェックリストが、別紙 V に記載されている。

提案の構成要素

ダブル＝ジョイント・ディグリーの実施に焦点を合わせる提案は、次の8つの構成要素を詳述しなければならない。(1)共同学修プログラム、(2)学位記授与および単位設定、(3)学生のモビリティ、(4)学生サービス、語学研修および文化的指導、(5)教職員のモビリティ、(6)評価、(7)普及、および(8)持続可能性。

I. 共同学修プログラム

ダブル＝ジョイント・ディグリーに関する提案は、**学士および／または修士課程**での学修の高等教育（中等後）プログラムに焦点を合わせることができる。ただし、この国際的学位記プログラムが国際的な状況での就労に学生を十分備えさせる方法を明確に示すことを条件とする。

共同学修プログラムの記載には、下記の構成要素を含めなければならない。

総合的学修プログラム：共同で開発されたカリキュラム、また、個別に開発、実施されているが共通の学修プログラムを構成しているコースをダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクト・コンソーシアムによって完全に認定することについての記載が、提案の中心的な構成要素である。学修プログラム(学

生がパートナー国および EU で履修し、学士または修士課程でのダブル＝ジョイント・ディグリー授与に導くコース、方法、モジュールおよびインターンシップを含む) は、申請書で詳細に説明しなければならない。ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトは、全学生のために EU 機関でのディプロマ・サプリメント、およびパートナー国の機関で比較できる学修プログラムの説明を含まなければならない。

学修プログラムの期間：申請者は、全日制の学生が、提案されたダブル＝ジョイント・ディグリー・プログラムの全体を終了するために要する期間を説明しなければならない。優位性のある提案とは、学生が本来の二つの学位プログラムの長い方を終了するために必要な期間とできる限り等しい期間で、ダブル＝ジョイント・ディグリーを終了できるようにさせる提案である。提案は、ダブル＝ジョイント・ディグリーについて、留学による構成要素を終了するために必要な月数も示さなければならない。

統一された入学基準：学生は、コンソーシアムの各パートナー機関によって承認されかつその要件を満たす、共通の申請手続きまたは各機関の申請手続きを通じて、学位プログラムを申請しなければならない。そのため、パートナー機関は、共通の入学基準・入学登録要件、共通の出願手続きおよび共通の学生選考プロセスについて合意しなければならない。EU の機関にとって、これは国の法令を順守したものでなければならない。

モビリティ：学士や修士のダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリーを求める EU やパートナー国の学生は、最低 2 か所の参加機関 (EU の機関 1 か所とパートナー国の最低 1 か所の機関) で学修プログラムを履修しなければならない。さらに、プロジェクトのヨーロッパでの広がり強化するため、別のメンバー国に位置する別の EU 機関に追加の学修期間を過ごすことが薦められる。モビリティを見掛けの移動で置き換えることはできない。学部生および大学院生のジョイント・ディグリーまたはダブル・ディグリーについて、パートナー国での学修プログラムの期間は、最低 1 学年 (約 10 カ月) とする。

II. 学位記授与および単位認定の手配

認定されたダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリーの授与は、パートナー機関 3 か所での学修期間を成功裏に終えた後、少なくとも EU の 1 機関およびパートナー国の 1 機関で保証されなければならない。このような確約は、学位記を授与する参加機関の適切な代表者または代表組織の提案に添付された誓約書／保証書を通じて提供されることとし、また覚書の提出時までには保証されなければならない。

正式な法的合意書は、第 1 進捗状況報告書において提出しなければならない。ダブル＝ジョイント・ディグリーの性質および様式を申請書に記載しなければならない。EU の申請者にとって、該当する国での学位記授与の法的要件であるならば、国レベルでの適切な取決めが必要となる。該当する国の関係当局は、提案された学位記授与の正式な認定について、助言を求められる場合がある。

パートナー機関は、一つの機関で合格した試験および取得した単位は、パートナー国のパートナー機関で完全かつ自動的に認定されることに合意しなければならない。このことは、覚書の一つの要求される構成要素である。できるだけ、ECTS の利用が薦められる。パートナー機関は、学生のモビリティが始まる前に、学生のための進行および移動の取り決めに合意しなければならない。

III. 学生のモビリティ

選抜されたダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトは、参加国での学生のモビリティを支援する支援金の提供を受ける。学位記のモビリティの構成要素について、下記の側面をプロジェクトの提案の中で入念に取り上げなければならない。

申請書は、プロジェクトがパートナー国と EU との間で交換する学生数を提示しなければならない。コンソーシアム内の全ての教育／研修パートナー機関は、学生の留学と受入れに関与しなければならない。各プロジェクトは、プロジェクトの4年間で、EU およびパートナー国の間で学生 20 人（合計 40 人）以上の留学および受入れを目指さなければならない。プロジェクトは、すべてのパートナー機関からバランスの取れた学生のモビリティを計画しなければならない。交流スキームへの更なる学生の参加が奨励される。プロジェクトを選考する上で、より多くの学生数の留学を確約するコンソーシアムは優位と見なされる。

海外留学期間の長さは、学位記を認定する機関で卒業する必要条件を満たすために、パートナー機関の間で入念に協議する必要がある。同等の期間とし、最低 1 学年で合計最低 60ECTS 単位としなければならない。パートナー国の学生にとって、2 番目の EU 機関での学修期間を含めることができ、15ECTS 単位（修士課程のダブル＝ジョイント・ディグリーでは 10ECTS）を取得できることになる。

自国の在籍機関での学修およびパートナー国での 1 学年の学修に加えて、EU の学生は、EU の別の加盟国の 1 機関（コンソーシアムのパートナーの 1 機関）で履修することが奨励される。この場合、学士課程でのダブル＝ジョイント・ディグリーでは約 15ECTS 単位、修士課程でのダブル＝ジョイント・ディグリーでは約 10ECTS 単位を取得できる。

申請者は、ヨーロッパの学生がヨーロッパ内で移動する費用は、このプログラムで負担されないことに注意すべきである。そのため、パートナー機関は、第 2 の EU 機関に在籍する修学期間と関連して、エラスムス／生涯学習プログラムを含め、学生のために追加の支援金提供を準備することが薦められる。

ダブル＝ジョイント・ディグリーのカリキュラムに、学修プログラムの一環およびモビリティ期間の一部として、職業紹介および研修体験が組み込まれる場合、支援の申請に、提案されたダブル＝ジョイント・ディグリーに関連する目的および意図される学修成果、およびインターンシップまたは職業紹介を組織する方法（期間、監査および評価の方法、ならびに担当期間、受入れ国の適用法規の遵守の方法）を記載しなければならない。この職業紹介について受入れ

組織の名称および所在地（産業界、企業グループ、政府組織、非政府組織）を含めた申請書は、審査において肯定的に評価される。**職業紹介または訓練経験を含むプロジェクトの申請が強く薦められる。**

授業料と諸費用の支給について、提案を提出する前に入念に検討し、計画および合意された手配の詳細な内容を記載しなければならない。海外で学ぶ学生は授業料と諸費用を在籍機関に納め、受入れ機関での追加の費用を負担しないことが薦められる。ただし、相互に合意できる他の方法も可能である。

IV. 学生サービス、語学研修、文化的指導

ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトに参加する機関は、学生がこれらの新しいディグリー・プログラムの方向付けを助けるために求める支援およびガイダンスに特に注意を払う必要がある。学生は留学への準備を整え、受入機関で十分受け入れられるべきである。そのため、申請書には、在籍機関での出発前オリエンテーション活動および受入機関での到着時オリエンテーション活動に関する説明を記載しなければならない。各パートナー機関では、宿舎、指導、語学コースおよび社会に溶け込むための活動、ビザ、健康保険、および特別なニーズへの対応などを支援するための、「国際事務局」もしくはこれに相当する組織を備えるものとする。

ダブル＝ジョイント・ディグリーの重要な目的は、学生に国際的な専門知識と能力を習得させることである。そのため、語学研修および文化面での指導は、各プロジェクト提案書の重要な部分となる。その意味で、ダブル＝ジョイント・ディグリーは、パートナーのコンソーシアム機関が属する加盟国で使われているヨーロッパ言語を2ヶ国語以上使用する機会を学生に与えなければならない。ただし、2ヶ国語以上の使用は、教授で2ヶ国語を使うことを意味しない。また、該当する機関が母国語を教授の言語として使用する義務はない。受入れ大学での教授の言語が英語ではあるが、受入れ国で一般的に別の言語が使われている場合、受入れ国の言語を集中的に学ぶプログラムに学生を参加させなければならない。たとえば、非英語圏の国で学ぶ学生は英語で教授を受けなければならないが、各学生は受入れ国の言語の集中語学研修を受けなければならない。また、受入れ国の文化の学習は、学修プログラムの目的の一つとしなければならない。

語学研修および文化面での指導の詳細な計画を含めていない提案書は、審査段階で優位とは見なされない。上記で示しているように、申請者は、プログラムの枠組みの中で学生が留学の準備のために使用できる組織その他の資源について、記載しなければならない。評価計画では、語学研修の成績を評価する方法を記載しなければならない。

V. 教職員のモビリティ

ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトは、教職員（大学職員）のパートナー国へのモビリティを手配し、パートナー機関でプログラムに関連する教授および研究を行うこととし、この目的のための特別な支援金を受け取る。

プロジェクト・ミーティング、プロジェクト・ディレクター会議、普及・評価の目的で組織されるその他セミナーへの参加は、事務管理費一時金または教職員モビリティの支援金を当てることができる（この活動で他の条件が尊重される場合）。事務職員のモビリティは、事務管理費一時金で負担する。プログラムのこの点に関する予算の詳細については、下記第9項を参照。

VI. 評価

プロジェクトは、プロジェクトの目標と予想される結果を明記し、プロジェクトの成功を測定するために用いる定性的および定量的な指標を示す、詳細な内部および外部の評価計画を開発しなければならない。かかる指標には以下のものが含まれる。

- プロジェクト計画に見合った支援金の確保
- 入学者数、進捗、可能であれば完了者数
- 滞在场所に対する学生の平均点および評点
- 協調プログラムの企画および提供に関わる会議のリスト
- ボローニャ・サイクルおよび AQF レベルの予測値に対するプログラム結果の整理（オーストラリア用）
- （該当する場合は教員の研究を含む）プログラムの企画を通知した支援金および研究への照会
- 革新的情報技術の詳細および利用（オーストラリアの場合）
- 学生 – および該当する産業界の – フィードバック
- 学科または専門分野の国際基準に対する学生の達成度
- オリエンテーション・移動活動の説明（職員および学生）
- プログラムに関する外部の認知度（教授賞、表彰、他のプログラムでの実践の採用、審査、コンソーシアムに属さない機関の職員による訪問）

モビリティ期間を開始した学生の意見の収集および登録が大いに奨励される。計画には、語学研修および文化面での指導について書面による詳細な評価を記載しなければならない。

VII. 普及

プロジェクトの成果物、結果、成果をより広く社会に普及させることを申請書に記載しなければならない。プロジェクトに関するすべての情報を満載したプロジェクトのウェブサイトの導入およびプロジェクト関連の出版計画を含めること。EU およびパートナー国のロゴをあらゆる種類の配布用出版物に使用することが義務付けられている。

VIII. 持続可能性

支援金対象期間およびパートナー国間の長期的協力協定の終了以降にもたらされるプロジェクトの成果の持続可能性についての戦略、ならびにプロジェクトの終了時のパートナー機関、市民社会および民間部門とのつながりは奨励され、申請書の中にできる限り組み入れるべきである。

5.5.3 プロジェクト・ディレクターの会議、その他の普及・評価セミナー

ICI-ECPの枠組みの中で、普及や評価の目的で、参加国の行政機関が、プロジェクトのコンソーシアムと支援金拠出機関が同席する機会を提供するために、プロジェクト・ディレクター会議やセミナーが組織される。これらの会議やセミナーの目的は、プロジェクト参加機関がプロジェクト実施に関するアイデアを共有し、ベスト・プラクティスを普及させることである。各コンソーシアムは、全ての参加機関がこれらの会合に参加する規定（プロジェクト期間中に数回程度）を定めなければならない。これらの会議の参加は、会議がヨーロッパで開催される場合は事務管理費一時金で負担し、ヨーロッパ以外の場合は、事務管理費一時金または教職員モビリティ支援金で負担する。オーストラリアの機関では、これらの会議の参加は、事務管理費一時金または教職員モビリティ支援金で負担させるため、開催場所は関係がない。

6. 適用除外規準

6.1. EUの申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

6.2 オーストラリアの申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

7. 選考基準

選考基準は、提案された行動を完遂する申請者の能力を評価するものとする。申請者は、活動が実施される期間を通じて、または支援金の授与対象年度に、その活動を維持し、その支援金授与に参加するための安定した十分な資金源を持たなければならない。たま、提案された活動を完遂するために必要な専門的能力と資格がなくてはならない。さらに、申請者は、法人としての地位と提案された活動を完遂する財政・運営能力を証する誓約書に記入し、署名して、これを提出しなければならない。

7.1. 運営能力（EUの申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

7.2. 財政能力

1) EU申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

2) オーストラリアの申請者のみに関する事項（日本語訳省略）

8. 支援金授与規準

プロジェクトの選考は、第5項に記載された活動の説明の背景および本提案募集で設定された優先順位と照らし合わせて、提案の重要性と質およびパートナーシップの内容の評価に基づいて行う競合的なプロセスである。選考手続きの間は、提出期限までに送付される申請書類一式に記載される情報だけが考慮される。支援金授与で検討の対象となるためには、原則として、提案書は評価段階においてEUおよびパートナー国の両方から100点満点のうち最低50点を獲得しなければならない。ただし、選考されたプロジェクトのリストは、資金提供機関の間で討議される。

支援金拠出機関は、必要に応じて、支援金授与を決めるプロジェクトの合同選考において外部の専門家の助言を求める。資格および選考基準を満たす提案の質は、下記に定めた授与規準に基づいて判断される。この基準を主な基礎として授与が決定される。各支援金拠出組織は、授与規準の評価順に提案リストを作成する。EUおよびパートナー国がそれぞれ提出した二つの提案書リストはEUとパートナー国の間で交換される。両サイドの支援金拠出組織および関係当局のメンバーで構成する「合同選考委員会」は、支援金拠出用に推薦された提案の共通リストを示す。このリストは、最終承認のため、EUとパートナー国の所轄官庁に提示される。

要件を満たした各提案の総合得点の決定にあたって、以下の評価基準が適用される。

8.1 EUおよびパートナー諸国の関係におけるプロジェクトの重要性、質と卓越性への貢献度 (20%)

次の事項により決定される。

(i) 募集の目標およびEUとパートナー国との関係に対する提案の妥当性

明確で独特な欧州の広がりを持つEUとパートナー国の関係性の観点から、募集の目標に対する提案の妥当性、特に、提案された学問分野や専門職に与える学修プログラムの際立った付加価値。オーストラリアの申請者は、プロジェクトがEU・オーストラリア間教育・訓練政策対話⁸のテーマ又はその成果とどのように関連するのかを示さなければならない。

(ii) プロジェクトのその分野における教育的質、卓越性および革新性への貢献度

教育方法の改善、学生の更なる研究および専門職の機会拡大、効率的な学術的品質管理システムの定義など、教育の質、卓越性および革新性にプロジェクトが寄与できること。

⁸ http://ec.europa.eu/education/eu-australia/australia_en.htm

8.2 プロジェクト実施の質 (80%)

以下の項目により決定される。

(iii) パートナーシップ管理およびパートナー間での協力

協力体制および事務管理制度が十分に機能するパートナーシップを反映する領域。

モビリティの開始前のパートナーによる包括的パートナーシップ契約および／または覚書の締結

プロジェクトのパートナー機関の取り組みのレベル

(iv) 学生モビリティ・スキーム

パートナー機関の間での学生モビリティ・スキームの統合（パートナーの間での学生モビリティ活動の配分およびパートナー機関の活動への参加のバランス）

モビリティ活動の人数と種類に関する要件の達成および提案されたモビリティの流れのバランス

提案されたプロジェクトの枠組みの中ですべてのパートナー機関に適用される透明性、品質および実力重視の健全な学生選抜システムの開発
共同申請、選考、入学、試験の手順について、パートナーシップによって合意された共通基準の説明

(v) 学科の履修単位の互換および認定の手配

学科の履修単位認定の手配および単位互換の健全性ならびに明確さ。該当する場合は、ECTS と互換できる学修期間についての評価尺度などのECTS 制度および他のシステムの使用適用範囲。

ディプロマ・サプリメントの使用（優秀成績で終了した学生に対してパートナーシップを代表して合同で発行される書類。学生が優秀成績で終了した学修の性質、レベル、状況、内容およびステータスに関するデータを提供する）

(vi) 学生および教職員の受入、学生サービス、語学研修および文化的指導

外国の学生と教職員を受け入れるために利用できる資源の質（宿舎、ビザ・居住許可・保険の手配、語学研修など）

留学してきた学生に提供される語学および文化的指導の計画の質。

(vii) 教職員モビリティ・スキーム

教職員モビリティ計画およびパートナー機関の間での教職員のモビリティの流れのバランス

派遣された教職員が実行するために計画された活動

活動のプロジェクトとの関係およびこの活動の今後の記録方法

(viii) 評価計画

継続的モニター制度の開発、評価計画の質、およびプロジェクトの自己評価への学生の関与

(ix) 普及計画

普及活動の質、その知名度、また EU とパートナー国との協力への意識を高める上での影響力

(x) 持続可能性計画

持続可能性計画の質（予想される契約期間中およびそれ以降）、および機関レベルでの影響について維持可能となるプロジェクトの可能性（パートナーの間での学修の認定、国際協力の発展等）

さらに、この提案募集は EU 加盟国及び促進機関の幅広い参加を奨励している。採択されたプロジェクトの最終リストにおいては、いずれかの EU 加盟国は、自国の機関が今年度の募集対象となる各パートナー国の複数のプロジェクトでコーディネータとして代表することがないように留意しなければならない。ただし、これは、当該 EU 加盟国が代表となっていない十分に質の高い他の提案がある場合とする。特に、EU 教育プログラム資金提供を過去に受けていない参加機関のプロジェクトが奨励される。

本提案募集におけるプロジェクトの選考において、ジョイント・ディグリー・プロジェクトが優先される。

9. 支援金提供の条件

EU 支援金は、EU の財政的支援がなければ実現できない活動を実行する奨励金であり、共同出資の原則に基づいている。支援金は、ヨーロッパの申請者自らの財政的寄与および／もしくは国、地域又は民間の他から得られた支援を補う。

執行機関が申請書を受理したことで、支援金受給者が要求した金額と同額を授与されることを確約するものではない。さらに、いかなる状況においても、支給額が要求額を上回ることではない。

支援金の授与は、今後も引き続き毎年授与される権利を保証するものではない。

9.1 契約の条項および支払手続き（EU の申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

9.2. 保証（EU の申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

9.3. ダブル・ファイナンス（EU の申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

9.4 支援金拠出方法：定額支給

9.4.1 一般条項（EU 申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

9.4.2 支援金の計算

I – EU による支援金拠出（日本語訳省略）

II – オーストラリアからの支援金⁹（日本語訳省略）

III – 日本からの支援

日本学生支援機構（JASSO）は日本のパートナー機関に支援金を提供し、その活動を監督する。

モビリティ・プロジェクト及びダブル・ディグリー・プロジェクトは、次の 3 種類の支援金に申請することができる。

- a) プロジェクト事務管理費一時金／定額
- b) 日本の学生へのモビリティ支援金、及び
- c) 日本の教職員へのモビリティ支援金である。

注：日本はモビリティ・プロジェクト及びダブル・ディグリー・プロジェクトに参加するが、ジョイント・ディグリー・プロジェクトには参加しない。

受給者に制御できない正当な理由がある場合、モビリティ・プロジェクトは最高 18 カ月、ダブル・ディグリー・プロジェクトは最高 6 か月の延長が認められる。

日本側の支援金総額を以下の表に示す。

| | モビリティ・プロジェクト | | ダブル・ ディグリー・ プロジェクト |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 金額は日本円表示 | 2つ以上の日本の 機関への支援 金最高額 | 3つ以上の日本の 機関への支援 金最高額 | 2つ以上の日本の 機関への支援金 最高額 |
| 事務管理支援 一時金 | 1,500,000 | 2,250,000 | 6,000,000 |
| 学生モビリティ 支援金 | 13,000,000 | 13,000,000 | 23,000,000 |
| 教職員モビリティ 支援金 | 4,500,000 | 4,500,000 | 6,000,000 |
| プロジェクト 支援金最高総額 | 19,000,000 | 19,750,000 | 35,000,000 |

ただし、日本からの支援金は日本の 2014 年度予算の承認によって決まる。来年承認される予算の内容次第で、支援金は学生モビリティに限定される可能性がある。

具体的には、日本のパートナー機関が、36 カ月のモビリティ・プロジェクト及び 48 カ月のダブル・ディグリー・プロジェクトについて上記 3 分類に関して申請できる支援金最高額は、下記のとおり計算される。

(1)日本のパートナー機関への事務管理支援一時金

モビリティ・プロジェクトについて、プロジェクトの全期間中 1 機関につき一時金最高額 750,000 円が見込まれている。1 プロジェクトに 3 機関以上が参加する場合、1 プロジェクトにつき最高額を 2,250,000 円とする。この金額は組織・事務管理費用を負担するものと見なされる。

(計算：750,000 円 × 3 = 2,250,000 円)

ダブル・ディグリー・プロジェクトについて、プロジェクトの全期間について、1 プロジェクトにつき一時金最高額 6,000,000 円が見込まれている。この金額は、プロジェクトの全期間中の組織費用を負担すると見なされ、パートナー機関の間で均等に分ける。

一時金は、基本的にモビリティの組織化に関連する費用を負担する。その際、普及や評価の目的で企画されたプロジェクト・ディレクター会議やその他のセミナーへの参加で発生する費用を含む（教職員のモビリティ・スキームで費用を負担する場合は除く）。この一時金は、プロジェクトの全契約期間を対象とする。契約期間が、当初合意された期間を超えて延長される場合、事務管理支援一時金は追加されない。

(2) 日本人学生モビリティ支援金

モビリティ・プロジェクト： 学生モビリティ支援金は、海外留学期間を最短 1 カ月 (=4 週間) 以上および最長 5 カ月以内として、月額最高 100,000 円で計算し、旅費定額 150,000 円を加算する。ただし、支援金は予算によって変更される可能性

がある。学生モビリティ支援金の最高総額は、1 プロジェクトにつき 13,000,000 円（旅費を含む）である。この額は、平均海外滞在月数に基づいて計算する。

(計算：学生20人 × 5 ヶ月 × 100,000 円 = 10,000,000 円)

(プラス旅費：学生20人 × 150,000 円 = 3,000,000 円)

(合計 = 13,000,000 円)

ダブル・ディグリー・プロジェクト： 学生モビリティ支援金は、海外留学 1 学年（約 10 ヶ月）以上として月額上限 100,000 円で計算し、旅費定額 150,000 円を加算する。ただし、支援金は予算によって変更される可能性がある。学生モビリティ支援金の最高総額は、1 プロジェクトにつき 23,000,000 円（旅費を含む）である。

(計算：学生20人 × 10 ヶ月 × 100,000 円 = 20,000,000 円)

(プラス旅費：学生20人 × 150,000 円 = 3,000,000 円)

(合計 = 23,000,000 円)

このモビリティ支援金は、日本人学生の国内在籍機関から（EU）パートナー国の受入機関への移動に関するものである。本支援金の目的は、日本の在籍機関における同等の学修に要する経費を上回る留学費用を補うことである。支援金は全日制の学修を対象とする。

申請者は、日本人学生の国内移動費は ICI-ECP 支援金の対象とならないことに留意すること。

(3) 日本人教職員へのモビリティ支援金

モビリティ・プロジェクト： 教職員モビリティ支援金は、最短 1 週間の滞在で、（EU）パートナー国の機関における学術研究および教授、またはプロジェクト管理業務に関して、1 週間につき 100,000 円で計算し、旅費定額 150,000 円を加算する。教職員モビリティ支援金の最高総額は、1 プロジェクトにつき 4,500,000 円とする。

ダブル・ディグリー・プロジェクト： 教職員モビリティ支援金は、最短 1 週間の滞在で、（EU）パートナー国の機関における教授またはプロジェクト管理業務に関して、1 週間につき上限 100,000 円で計算し、旅費定額 150,000 円を加算する。教職員モビリティ支援金の最高総額は、1 プロジェクトにつき 6,000,000 円である。

モビリティに参加する教職員の数は任意であるが、支援金の配分と最短期間に関する要件を尊重することを条件とする。

上記の「日本のコンソーシアム機関への事務管理支援一時金」および「日本の教職員（教員）モビリティ支援金」の項に記載されている最高額は、コンソーシアムが日本人学生 20 人以上を移動させるという前提で計算している。移動する日本人学生の実際的人数が 20 人未満の場合は、当該コンソーシアムに対する上述の一時金最高額も学生数に比例して削減される。

IV – 大韓民国による支援（日本語訳省略）

9.4.3 最終支払の計算 – 一律支援金について提出する書類（EU 申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

10. 下請け契約および購買契約の付与

本募集提案への該当なし

11. 広報（EU の申請者のみに関する事項）（日本語訳省略）

12. 個人情報の保護

すべての個人情報（氏名、住所、履歴書等）は、EU の機関および団体による個人情報の処理に関する個人の保護および当該する個人情報の自由な動きについて、2000 年 12 月 18 日付け欧州議会および欧州理事会規則（EC）No 45/2001 に従って処理される。¹⁰

オプションのマークがついている場合は別として、申請書の中の質問に対する申請者の回答は、提案募集の仕様に従って支援金申請書を評価し、さらにその手続きを進めるために必要である。個人データは、該当する EU 支援金プログラムを担当する部門またはユニット（データ管理者として行動する組織）によってその目的にのみ処理される。個人データは、申請書の評価または支援金管理手順に関わる第三者に対して、知る必要がある場合にのみ、転送される。ただし、EU 法に従って監視及び検査を担当する団体への転送を毀損しないこととする。申請者は、自分に関するデータにアクセスし、修正する権利を持つ。これらのデータに関する質問について、データ管理者に連絡してください。申請者はいつでも、欧州データ保護監督局への遡及権を持つ。連絡先の情報を含む詳細なプライバシー声明書は EACEA のウェブサイトから入手できます。

http://eacea.ec.europa.eu/about/documents/calls_gen_conditions/eacea_grants_privacy_statement.pdf

申請者、またはそれが法人の場合はその法人を代表し意思決定又は管理する権限を有するものが、以下に述べる状況のいずれかに該当する場合。

- 欧州委員会および執行機関の権限を有するオフィサーの使用のための早期警告システム（EWS）における 2008 年 12 月 16 日付欧州委員会決定（OJ, L 344, 20.12.2008, p. 125）、または

¹⁰ 官報 L 8, 12.1.2001.

- 中央排除データベースに関する2008年12月17日付欧州委員会規則 – CED (OJ L 344, 20.12.2008, p. 12)

調達契約または支援金契約もしくは決定の付与または締結に関連して、その個人情報（自然人の場合は氏名、住所、法人の場合は法的書式、代表者または意思決定や管理する権限を持つ人物の法的書式および氏名）がEWSにおいてのみまたはEWSとCEDの両方に登録され、上記の決定および規則に掲載された人物や法人に伝達される場合がある。

13. 提案の提出手続き

現在の提案募集は、欧州委員会の代理として教育・視聴覚・文化総局（本総局）、ならびにオーストラリア政府教育省（教育省）、日本学生支援機構（JASSO）、および韓国国立研究財団欧米協力プログラム・チームが実施する。

EU およびパートナー諸国の申請者は、下記に示す提出期限内に本総局および該当するパートナー機関の関係当局の双方に提出する申請書類一式の中に、共通の提案説明書を同封すること。この両者の支援金提供機関の一方にだけ提出した申請書は、選考手続きから除外される。本ガイドラインで述べるとおり、EU とパートナー国の要件が異なる限りにおいて、技術的な付属書が異なる場合がある。

提案提出の締切日は**2014年5月15日**である。申請書は期限内に両方の提出先機関に提出しない場合、支援金の対象外となる。

13.1. 支援金申請書の提出

ヨーロッパのパートナーは、本総局が発表するガイドラインおよび書式を読まなければならない。

13.1.1. EU での申請（日本語訳省略）

13.1.2. パートナー諸国について

1) オーストラリアについて（日本語訳省略）

2) 日本について

提案募集は、下記のウェブサイトで公表されている。

http://www.jasso.go.jp/study_a/scholarships.html

日本の代表機関による申請は、所定の申請様式に必要な事項および提出日を記入の上、（収支の）バランスの取れた資金計画を示さなければならない。申請書は、

この目的に合わせて作成された所定の書式を用いて、日本語で作成しなければならない。タイプした申請書だけが検討の対象になることに注意すること。用紙は上記の日本学生支援機構のウェブサイトから取得できる。申請書類には、共通提案書を含むものとし、原本1部および副本20部を**2014年5月15日**までに書留で郵送しなければならない。副本は製本せず、ホッチキス留めとする。ファックスによる申請書は受理されない。

申請書および関連資料の送付先（書留）：

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1
独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）
留学生事業部
留学生交流支援課
課長 山本 哲也

申請書類を、正式な権限を授けられた代表者または民間の宅配業者が直接持参する場合は、**2014年5月15日17時（午後5時）**までにJASSOに提出すること。その際は、提出の証明として、受領した担当者が署名し、日付を記載した受取書を必ず受け取ること。

本件に関する日本の申請者の照会先

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）（上記と同所在地）
留学生事業部
留学生交流支援課
岩原 禎彦
電話： (+81 3) 5520 6014
ファックス： (+81 3) 5520 6015
電子メール：efs@jasso.go.jp

プロジェクトの共同選考は、2014年9月に終了する予定である。選抜された申請者との支援金契約は2014年10月末までに締結する。選考結果は、書面にて申請者全員に通知する。

3) 大韓民国について（日本語訳省略）

付属書

I. EU 申請用紙

II. 提案説明書

III. プロジェクト提案書の内容

IV. 進捗状況報告書の要件

V. 国際ダブル＝ジョイント・ディグリーの企画・持続可能性チェックリスト

VI. EU 支援金契約書の見本（後日公表予定）

付屬書 I. 申請用紙

付属書 II. 提案説明書

申請用紙および要求される付属書が異なる場合があるが、提案説明書は（パートナー国と EU の）両方に提出するものが同一でなければならないという点に留意することが重要である。提案説明書は下記の要素を組み入れなければならない。

1. モビリティ・プロジェクトの目的、専門分野（該当する場合）など指定されたプログラムの定義ならびに学問分野、教授および学生の達成度（学生の雇用適性を含む）を改善するためのプロジェクトの結果を含む教育における卓越性とイノベーションへの寄与の可能性
2. 同じ分野において国内および国際レベルですでに存在する課程およびプログラムと比較した場合の、提案された学問分野および職業領域ならびに提案されたプロジェクトの付加価値
3. パートナー機関における事務的・学術的最高レベルの責任者からの書簡により証明される、モビリティ・プログラムへの取組および公式な事務管理上の取り決め、制度の整備、会議、パートナーの役割およびコミュニケーションに関する連携の仕組みならびに事務管理上の仕組み
4. 学生モビリティ・プログラム、およびコンソーシアム参加機関の間でのそれらの調整方法（職業紹介や実習訓練がある場合にはそれを含む）
5. 授業料およびその他の費用に関する取り決めおよび履修単位認定互換の取り決めに関して、該当する場合は、成績評価尺度などの ECTS メカニズム、及び ECTS との互換性のある学修期間認定に関する仕組みの利用範囲
6. 語学研修計画、特に研修施設、指導者およびチューター、ならびに現地における言語習得のための利用方法、また外国人の学生および教職員を受け入れるために利用できる資源、特に、語学研修、宿舎、指導、ビザおよび保険、ならびに社会に溶け込むための活動を専門に担当する事務室および担当職員
7. 教職員モビリティ・プログラム、およびパートナー機関の間での統一方法（モビリティについて教職員が行う活動の内容およびプロジェクトとの関係）
8. 完了時のプロジェクトの評価、フィードバックの仕組み、および独立した組織による評価を含む評価計画
9. プロジェクトの成果の促進および普及
10. 支援金提供期間終了後の持続可能性を確保するための計画

付属書 III.プロジェクト提案書の内容

提案書には下記の要素が組み込まれていること。

- 必要事項をすべて記入した申請書（本総局に提出するEU用申請様式および該当のパートナー国の関係当局に提出するパートナー国用申請様式）。
- 5000ワード以内の一般的提案説明書（署名つき）（5000ワードを超えた部分は検討の対象外）。EUとパートナー国との関係に対するプロジェクトの重要性、プロジェクトの質と意義への寄与、またプロジェクト実施の質を反映すること（第8の授与基準を参照）。海外のパートナーの場合、スキャナーで電子化された署名が受理される。
- ヨーロッパおよび該当するパートナー国のすべてのパートナー機関による推薦状。コンソーシアムにかかわる他の主な関係機関もプロジェクトに対する確約を書面で示さなければならない。海外のパートナーはスキャナーで電子化された書簡が受理される。

付属書 IV. 進捗状況報告書の要件

本総局とパートナー国の関係当局は、それぞれの代表機関およびパートナー機関とのコミュニケーションを通じて、また本総局とパートナー国の支援金拠出機関の間のコミュニケーションを通じて、各プロジェクトの目標に向けた進捗状況を注意深く監視する。時期は若干異なるものの、本総局とパートナー国の支援金拠出機関は、ともに、プロジェクトの目標、カリキュラム開発、評価、覚書、学生および教職員のモビリティ、プロジェクトの支出、および今後の活動計画について、進捗状況報告書の提出を求める。加えて、プロジェクトの終了時には最終報告書が求められる。

EUでは、モビリティ・プロジェクトの場合、第1回進捗報告書はプロジェクト開始後18カ月とし、署名済み覚書を添えること。最終報告書は、支援金契約有効期限終了後2ヶ月以内に提出する。

EUでは、ダブル＝ジョイント・ディグリー・プロジェクトの場合、第1回進捗報告書はプロジェクト開始後16カ月以内とし、署名済み覚書を添えること。第2回報告書の提出期限はプロジェクト開始後36ヶ月以内である。最終報告書は、支援金契約有効期限終了後2ヶ月以内に提出する。

パートナー国の支援金拠出機関と本総局は、それぞれの代表機関または組織に進捗状況報告書を提出する指示を送る。

付属書 V. 国際的ダブル＝ジョイント・ディグリー 企画・持続可能性チェックリスト

下記の活動は、国際的なコースワークであるダブル・ディグリーの企画および持続のために役立つ。

| | |
|-----------|---|
| 1 | 企画したいコースについて、大学および国の必要条件リストを作成する。このリストを回答用紙に仕上げ、海外のパートナー（複数）に資格の必要条件を記入してもらおう。そこから、「共通の基盤」を見て作業を進める。 |
| 2 | 欧州単位互換制度の単位数を使ってプログラムの要件を記述するか、または当方が相手方パートナー（複数）の単位数の変換レートを設定することを確実にする。ECTS を使わない場合、どの単位数について言及しているのかを常に明確にするように注意する。 |
| 3 | 当方および相手方が通例用いている教授期間を確認し、重複部分と差異を明確にする。違いをできるだけ抑えるために、集中講義の利用を重視する。一部の国の留学生は、必要条件の一部をオンラインだけで終了できることを念頭に置かなければならない。 |
| 4 | 関係する学校／学科、学部また学際的グループの中で複数の人を見出し、彼らを常に討議（電子メールを含む）に関与させる。多くのプログラムにおいて、重要な契約が責任や組織を変えると混乱する。 |
| 5 | 文書業務、問合せおよび支援金申請を組織する「ハブ」であるパートナーを見出すこと。プログラムについて進行中の話し合いに必ず参加してもらおうことで、かれらが決断できる機会を見逃させないようにする。 |
| 7 | 学生および教職員の出入国をできるだけ均等にする支援金提供の機会を求める。 |
| 8 | 学生がこちらの大学の要件を満たし、パートナーのプログラムに進む場合、学生がパートナーの要件を終了した後に確認する手段を持っているのか。 |
| 9 | 大学のユニット・ガイドのテンプレートを用いて、プログラムで求められた教授の内容および性質について話し合いの場を組織する。 |
| 10 | 評価締切日について合意、確認し、モビリティ学生が前のユニットから評価作業を持ち越さないようにする。 |

付属書 VI. EU 支援金契約書の見本